

二宮町空家等対策検討委員会について

1. 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家法」という。）の全面施行（平成 27 年 5 月）に伴い、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、「空家等対策計画（空家法第 6 条）」の策定及び空家等対策計画策定後の変更並びに実施に関する協議を行う組織「協議会（空家法第 7 条）」等の設置について検討するために「二宮町空家等対策検討委員会」を設置します。

2. 協議事項

- 空家等対策計画の策定に向けた内容に関すること
- 空家等対策計画策定後の変更、実施の検討等を行う組織の設置に関すること
- 空家等の現状把握及び適正管理等への取組内容に関すること（相談体制、連携協定等）

3. 委員構成

選出母体	分野
横浜市立大学（国際総合科学部）	大学教授
神奈川県司法書士会	司法書士
神奈川県土地家屋調査士会	土地家屋調査士
神奈川県建築士事務所協会 平塚支部	建築士
全日本不動産協会 神奈川県本部 西湘支部	宅地建物取引士
神奈川県宅地建物取引業協会 湘南中支部	宅地建物取引士
二宮町社会福祉協議会	福祉に携わる者
二宮町地区長連絡協議会	地域住民
横浜地方法務局西湘二宮支局	行政職員
神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課	行政職員

4. 検討委員会の位置づけ

別紙 1 のとおり

5. 検討の進め方

○町における空家等対策計画の内容は、総合的かつ計画的に空家等対策の推進を図るため、町の現状を把握し、施策の必要性を確認しつつ検討していきます。

※二宮町空家等対策計画について（資料 4）

○空家等対策計画の内容を確認しつつ、計画策定後、内容の変更や実施に関する協議を行う組織の設置、また、特定空家等に関する判断等の協議を行う体制整備を検討していきます。

○空家等の現状把握及び適正管理等への取組に関し、計画の内容等を考慮して相談の受入体制や連携協定の必要性について検討していきます。

6. 開催スケジュール・内容（予定）

<p>第1回 検討委員会 (平成29年3月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○委員の委嘱 ○二宮町空家等対策検討委員会設置要綱及び 二宮町空家等対策検討委員会会議傍聴要領（案）について <ul style="list-style-type: none"> ・検討委員会設置要綱の説明、会議傍聴要領決議 ○委員自己紹介 ○会長及び副会長の選任 ○空家等対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市町村の空家等対策について ・空家等対策の検討について ・その他
<p>第2回 検討委員会 (平成29年5~6月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○空家等対策計画の案の提示・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画の内容
<p>第3回 検討委員会 (平成29年8~9月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○空家等対策計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画の内容 ○空家等対策計画の運営に関する組織の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画の変更並びに実施に関する組織の構成委員 ・特定空家等の判断を考慮した組織の構成委員 ○現状把握及び適正管理に係る相談体制の整備、連携協定等の検討
<p>第4回 検討委員会 (平成29年11~12月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○空家等対策計画について <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画案の作成 ○空家等対策計画の運営に関する組織の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・組織構成員の決定 ○現状把握及び適正管理に係る相談体制の整備、連携協定等の検討

《その他の予定》

平成30年1~2月 町民意見募集

平成30年4月 二宮町空家等対策計画の公表